



つまみ食い講座は、何かを始めたい初心者のための講座で、神埼市の人材バンクボランティア講師による受講料無料（材料費のみ実費）の体験講座です。講座に参加してあなたの世界を広げてみませんか？

○申込先 神埼市教育委員会 社会教育課（千代田総合支所内）

電話、ファックスでの申し込みはこちらへ ☎44-2731 FAX 44-2152（社会教育課）

※脊振公民館、神埼市中央公民館でも受け付けます。

○申込締切日 8月16日（月）を

講座名（講師）	内容（実費）	対 称 員	開 催 予 定 場 所 ・ 日 時
1 樹脂粘土で 野の花々を （山崎 洋子）	樹脂粘土で本物そっくりの野の花を作ります。 ドクダミ、イヌタデ、ミズヒキソウ、ワレモコウ…。 体験講座は、カップにのせたクローバーの花 です。 持参するもの：タオル（実費：1,000円）	成人男女 10人程度	8月30日（月） 9月13日（月） 10:00～12:00 神埼市中央公民館 第3研修室
2 やさしい 中国語講座（昼） （曹 薇薇）	中国語ブーム到来！中国の言語や文化、習慣 等を織り交ぜながら楽しく中国語を覚えましょう。 料理や旅行の話もたくさん学べます。 （無料）	成人男女 10人程度	8月24日（火）・31日（火） 10:00～11:30 神埼市中央公民館 第3研修室
3 やさしい 中国語講座（夜） （曹 薇薇）	経済発展の著しい中国。これからの時代に中国 語は欠かせませんね。中国語の基礎を1から 学びます。歴史や習慣等を楽しく学びましょ う。（無料）	中学生以上 大人まで 10人程度	8月26日（木） 9月 2日（木） 19:30～21:00 神埼市中央公民館 第3研修室
4 びーずる粘土で ストラップ （吉岡 真知子）	びーずる粘土は超軽量でつぶつぶの新触感 の粘土です。混ぜても発色がきれいです。思 わず食べたくなる本物そっくりのドーナツのスト ラップや好きな動物を作ります。 （実費：300円）	小学生以上 大人まで 20人程度	8月21日（土） 13:00～15:00 神埼市中央公民館 第3研修室
5 びーずる粘土で フォトスタンド （吉岡 真知子）	びーずる粘土は用紙に貼り付けて立体にする こともできます。下絵に沿って粘土をくっつけて、 フレームに入れば壁飾りや写真立てに。 （実費：粘土10色セット+写真立て：1,200円）	小学生以上 大人まで 20人程度	8月28日（土） 13:00～16:00 神埼市中央公民館 第3研修室

申込者多数の場合は、抽選により受講者を決定します。成立した講座の申込者には、改めてハガキで準備物などをお知らせします。抽選漏れの場合と、残念ながら講座が成立しなかった場合は、電話でご連絡します。

----- キ リ ト リ 線 -----

☆申込書 脊振公民館・神埼市中央公民館・千代田総合支所社会教育課へ

講座名	名 前	住 所	電 話
	(学校 年)		

☆提案します

他にも、こんな講座を企画してほしい。（講座名
わたしは、こんな講座の講師ができる。（講座名

お名前

連絡先

新人さんいらっしゃい講座 ～サークルに新しい風を～

新人さんいらっしゃい講座を市報などで呼びかけました。これまでに5つのサークルに参加希望があり、それぞれ体験コースを終了して、22人が新しくサークル入会を決められました。最初からこれと決めて入ってこられた方、いろんなサークルを体験してから選んで入られた方、やっぱり向いていないかな?と断念された方…。サークルの先輩もドキドキです。

あなたのサークルも新人さん講座を開いてみませんか?

◎申込・問い合わせ先

神崎市教育委員会 社会教育課 ☎44-2731



▲気功教室 矢山式
お香と静かな音楽の流れる中で静かに自分の体と向かい合います。



▲ほのぼのの会
歌詞の意味を考えたり、英語の歌にチャレンジしたり息長〜。



▲コール神埼
美しく声を響かせよう。顔と体をいっぱいつかってすっきり。



▲太極拳
高齢者の転倒予防には太極拳のつま先まで神経を使った運動が一番。

皆さまの声を聞かせてください!

夜の市長室

7月は、千代田総合支所で行い、3組(4人)が来庁されました。市報かんざき7月号でお知らせしていた8月開催分については、都合により8月10日(火)に日程を変更させていただきます。

○今後の予定

とき	ところ
8月10日(火)	脊振総合支所
9月7日(火)	神崎市役所

18:00~20:00(1組30分程度)
※事前予約は行っていません。当日来庁された先着順で受け付けを行います。

◎問い合わせ先
神崎市役所 市長公室
☎37-0088

皆さまの意見を市政へ

次のような意見がありましたので、紹介します。

【意見】

焼畑や家庭のゴミなどを燃やす人が多いので、せき込んで困っています。固く禁止してください。

【回答】

野焼きについては、一部例外を除いて法律で禁止されています。一部の例外とは次のようになっています。

- ① 廃棄物処理基準や他の法令に従って行う焼却
- ② 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却

一般的に軽微な焼却(たき火程度)であっても、焼却によって苦情等があった場合は、生活環境に影響を与えると判断し、その焼却を止めるように指導を行っています。

また、焼却者が特定できない場合や苦情主から要望があった場合等については、環境係で野焼き禁止等のチラシを作成し、当該地区の区長さんに配布をお願いしています。(担当)

神崎市役所 保健環境課
☎37-0112



有料広告

司法書士 松永・福田事務所

司法書士 松永 嶺子
司法書士 福田 良嗣

神崎市神埼町本堀3187番地3

☎ 0952-53-5105

FAX 0952-53-2713

有料広告



たたみ ふすま 障子

畳はその日に仕上げ出来ます

見本を持って伺います

へりなし畳・和紙畳・薄畳できます
(畳表・畳縁・襖紙選べます)

納富商店

☎0120-53-2883

